

**銀年**

銀座でわかる年季

# 情報(第 137 号)



**令和 3 年 10 月 8 日**

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦/和田 秀夫

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: [ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp)

URL: <https://ginza-syaroushi.com/>

ムラサキツメクサ：周南市長穂（令和 3 年 10 月 3 日）

## 標準報酬月額の時改定



### 1 時改定の概要

前号では、標準報酬月額の定時決定について解説しました。今号では「時改定」について詳しく解説します。資格取得時決定や定時決定は、いずれも決まった時期に行われます(前号以前で解説)。しかし、昇給など固定的賃金の変動が生じた場合、給与額に見合わない健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料(以下、「社会保険料」と表記します)を支払うことになり、将来の給付年金額にも影響を与える事態となってしまいます。そこで、その都度、実情に合った標準報酬月額とするために、「時改定」という制度があります。

### 2 時改定の要件

下記要件にすべて該当する場合は、時改定を行います。

- (1) 昇給・降給等で固定的賃金(※1)に変動があったとき。
- (2) 変動月からの3か月の間に支払われた報酬(非固定的賃金(※2)を含みます)の平均月額に該当する標準報酬月額と従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき。
- (3) 該当した3か月とも支払基礎日数が17日以上あるとき。

※1 例：基本給、家族手当、役職手当、住宅手当、通勤手当など。

※2 例：残業手当、皆精勤手当、宿直手当など。

### 3 時改定の流れ

時改定の具体的な流れは以下のとおりです。

- (1) 前項2の要件に該当するかを確認します。
- (2) 月額変更届の作成・提出

「被保険者報酬月額変更届」を作成し、広島広域事務センター(管轄年金事務所)に提出します。この届出書は、略して「月額変更届」または「月変(げっぺん)」とも呼ばれています。

- (3) 決定通知書の受取り

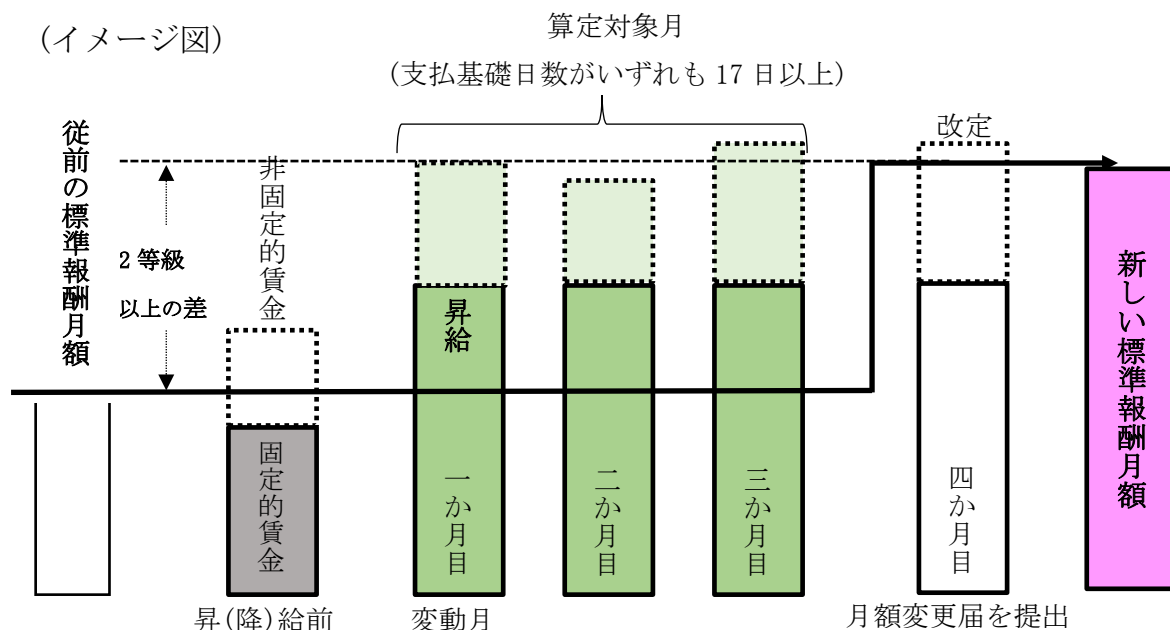
新標準報酬月額が決定されると「標準報酬月額決定通知書」が前記事務センターより送付されてきます。これに基づき、新標準報酬月額に対する社会保険料を給与より控除します。従業員には給与明細書などで新標準報酬月額を通知してください。

### 4 適用のタイミング

時改定の決定を受けて、事業主は該当する被保険者の社会保険料の控除額を変更することになります。標準報酬月額は、固定的賃金の変動した月(支払月)から3か月経過した翌月に改定されます。

それにより、控除する社会保険料が変更となり、これは標準報酬月額が改定された月の翌月からとなります。つまり、給与変動が発生した月の4か月後に標準報酬

報酬月額が改定され、5 か月後に控除する社会保険料を変更します(下図参照)。



## 5 随時改定時の非該当

固定的賃金の変動がなく、非固定的賃金の変動により 2 等級差が生じた場合は随時改定の対象となりません。また、固定的賃金の変動し 2 等級差が生じた場合でも、次の場合には随時改定の対象となりません。

- (1) 固定的賃金が上がったが、非固定的賃金が下がり、2 等級以上下がった。
- (2) 固定的賃金下がったが、非固定的賃金上がり、2 等級以上上がった。

## 6 子ども・子育て拠出金

企業には社会保険料とともに、「子ども・子育て拠出金」をご負担いただいています。この拠出金は、児童手当や子育て支援事業等に充てられる一種の“税金”に近く、従業員負担はありません。厚生年金保険の標準報酬月額に基づき徴収されます(下表参照)。

(社会保険料等の負担)

| 項 目        | 割合               | 備 考      |
|------------|------------------|----------|
| 健康保険料      | 102.2/1000 (山口県) | 労使折半にて負担 |
| 介護保険料      | 18/1000          |          |
| 厚生年金保険料    | 183/1000         |          |
| 子ども・子育て拠出金 | 3.6/1000         | 企業が全額負担  |

当法人では社会保険事務手続き等の代行を行っています

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階  
 銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦/和田秀夫  
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565  
 E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp  
 URL: <https://ginza-syaroushi.com/>